

答申第 135号
(諮問第 157号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 10 月 20 日付けで行った公文書一部公開決定について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 9 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

第 426 回大分県環境審議会温泉部会（令和 4 年 5 月 26 日開催）の議事録

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「第 426 回大分県環境審議会温泉部会会議録」の公文書を特定し、条例第 7 条第 2 号イ及び第 4 号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和 4 年 10 月 20 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 12 月 20 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件一部公開決定を取り消し、及び非公開部分を見直した上で一部を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 2 号イへの該当性について

処分庁が「申請事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

がある」としている事業内容は、他県における同内容の審査請求に対する答申にて「さほど重要なものとは考えられない」と判断されていることから、公開すべきである。

許可条件について、大分県環境審議会温泉部会（以下「温泉部会」という。）は、内規を定めて温泉源の保護と利用の適正化を図るという温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。）の目的を達成すべく審査しており、この目的を達成するためには、温泉部会の質疑応答内容を公開し、許可条件について、広く情報共有を図る方が得策ではないか。公共財の側面を持つ温泉についての議論は、秘密にするようなものではなく、公開すべきと考える。

(2) 条例第 7 条第 4 号への該当性について

例えば、東京都自然環境保全審議会温泉部会はそのホームページにて議事録を掲載し審議内容（委員名も含めて）を公開しており、長野県環境審議会温泉審査部会は委員名や源泉名を伏せてはいるものの、それらの部分を除き議事録を掲載し審議内容をホームページ公開している。静岡県環境審議会温泉部会は掘削許可等申請者の事業情報（揚湯量等）は非公開としているものの、議事録を掲載し審議内容をホームページで公開している。

さらに、青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、熊本県、宮崎県など、ホームページでは議事録を公開していないものの、公文書（行政文書）開示請求により提供のあった議事録では、委員名や事業情報等の一部非公開部分はあるものの、審議内容が公開されている。

これらの都府県において、それぞれの議事録を確認する限りにおいては、温泉部会は継続的に運営され、審議内容を公開していることによって審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといったことも特段、部会の審議において話題にあがっていないことから、大分県知事が懸念しているような「審議内容を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるとは言えない。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義・性格について

温泉法第 32 条では、温泉法第 3 条第 1 項の規定により温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者に対して処分をしようとするときは、合議制の機関の意見を聴かなければならないとされている。本件対象公文書は、当該合議制の機関である温泉部会の審議内容を記録した会議録である。

公開請求の対象となった第 426 回温泉部会では、温泉掘削許可申請 3 件（新規

2件、代替1件)、温泉増掘許可申請2件、審議保留4件についての審議を行った。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第2号イ該当性について

本件対象公文書には、温泉部会委員の発言内容、事務局の発言内容及び温泉部会の審議結果が記録されている。

まず、委員の発言内容及び事務局の発言内容には、掘削場所、温度、湧出量、泉質、深度、水位、工事方法、動力装置の種類、調査内容、申請者の事業上の秘密等に関わる科学的知見からの意見（以下「掘削場所等」という。）が含まれている。

掘削申請のうち、地熱発電の掘削については、申請地のポテンシャルを把握するため、事業者は、重力・地化学・電磁調査をはじめとした様々な事前調査を行っており、掘削申請前の段階から多額の費用と時間をかけた上で、提出資料を作成している。

2018年2月の「日本の地熱開発と掘削監理」(JOGMEC)によると、3万kWの地熱発電所のモデルケースでは、発電所の設置までに係る費用として総額259億円が必要であると試算されており、また、初期調査・開発段階だけでも73億円が必要とされているものである。

事前調査で得られた温泉帯水層の情報と、どのような調査を経て有望地を判断したかは、申請者の経営上の秘密に関する情報であるから、掘削場所等の情報を公開した場合、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

次に、温泉部会の審議結果については、掘削申請者名、許可条件等、申請者がどのような口径、深度で掘削をするかの情報が含まれている。

大分県の温泉は、泉源数、ゆう出量共に日本一であり、事業者及び個人の間で、売買、譲渡等が頻繁に行われており、「温泉採取権」は財産権としての意味合いが強く、審議結果を公にすることにより、掘削場所が有望な温泉帯水層であると捉えられれば、同種事業者による周辺土地の買い占め及び土地価格のつり上げ等、当該申請者の権利、競争上の地位その他正当な利用を害するおそれがある。

以上のことから、条例第7条第2号イに該当すると判断した。

(2) 条例第7条第4号該当性について

温泉部会の委員名、所属は大分県のホームページで公表しており、各委員は、自身の専門分野から、活発な審議を行っている。

温泉部会の審議においては、掘削申請どおりの答申ばかりでなく、条件付許可相当、継続審議、審議保留など、申請者にとって好ましくない審議結果も多い。

仮に、会議録における発言した委員、その発言内容及び審議内容の詳細を公開すれば、諮問議案ごとに、どの委員のこういった発言により申請内容が認められなかったのかが分かるため、今後の申請において、申請者による虚偽申告のおそ

れがあることに加え、申請者、利害関係者等から各委員に対する圧力、干渉等により、率直な意見の交換が行われず、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもある。

よって、会議録における審議内容を公にすることは、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した。

第5 審査請求人の反論の要旨

処分庁は、弁明書において、地熱発電の掘削について、「3万kWの地熱発電所のモデルケースでは、発電所の設置までに係る費用として総額259億円が必要であると試算されており、また、初期調査・開発段階だけでも73億円が必要とされているもの」であり、「事前調査で得られた温泉帯水層の情報と、どのような調査を経て有望地を判断したかは、申請者の経営上の秘密に関する情報であるから、掘削場所等の情報を公開した場合、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」とする。これは、掘削事業にお金をかけたから、その情報は守られるべきという考え方をとっているとも言え、強い違和感がある。

また、審査請求書でも触れたとおり、議事録が公開されている他県においては、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれているという状況は聞こえてこない。大分県だけが特別な状況なのであろうか。

なお、審議内容の公開にあたり、どのような議論が行われているかが重要であり、発言者が誰かについて非公開とすることには同意する。

第6 審査会の判断

1 本件一部公開文書について

本件対象公文書は、温泉部会の審議内容を記録した会議録である。公開請求の対象となった第426回温泉部会会議録は、温泉掘削許可申請3件（新規2件、代替1件）、温泉増掘許可申請2件、審議保留4件についての審議を記録した公文書である。

2 本件一部公開文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第2号イ及び第4号について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

また、同条第4号は、「県の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」について非

公開情報となることを定めている。

(2) 本件一部公開文書について

当審査会において見分したところ、本件一部公開文書は、第426回温泉部会における9件の諮問結果について諮問別にまとめられ、それぞれ①審議結果、②申請者名、③発言者、④発言内容で構成されている。上記①には、審議結果や許可に当たった条件が記載されていることが認められ、④については、具体的な掘削場所を含めた発言が逐語的に記録されていることが認められた。

(3) 各記載内容の条例第7条第2号イ該当性について

実施機関は、弁明書において、委員の発言内容及び事務局の発言内容には、掘削場所等が含まれており、事前調査で得られた温泉帯水層の情報と、どのような調査を経て有望地を判断したかは、申請者の経営上の秘密に関する情報であるから、掘削場所等の情報を公開した場合、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、温泉部会の審議結果については、掘削申請者名、許可条件等、申請者がどのような口径、深度で掘削をするかの情報が含まれており、審議結果を公にすることにより、掘削場所が有望な温泉帯水層であると捉えられれば、同種事業者による周辺土地の買い占め及び土地価格のつり上げ等、当該申請者の権利、競争上の地位その他正当な利用を害するおそれがあることから、条例第7条第2号イに該当すると主張している。

そこで、以下、条例第7条第2号イ該当性について、各記載内容ごとに検討する。

①審議結果については、審議の結果についての記載であり、掘削場所が判明又は類推されるものではないため、実施機関が主張するおそれは認められず、条例第7条第2号イには該当しない。ただし、審議結果が条件付許可相当であり、その条件の記載内容から掘削場所が判明又は類推される場合には、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、該当する箇所は条例第7条第2号イに該当する。

②申請者名については、個人名、法人名問わず公開した場合、申請者が大分県において事業を予定していることが判明し、当該申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号イに該当する。

③発言者については、審議に際し発言をしたという事実が判明するのみであり、条例第7条第2号イに該当しない。

④発言内容については、①審議結果における条件付許可相当と同様に掘削場所が判明又は類推される場合には、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、該当する箇所は条例第7条第2号イに該当し非公開は妥当だが、その他の内容は条例第7条第2号イには該当しない。

以上のことから、①審議結果及び④発言内容の記載内容における掘削場所が判明又は類推される箇所、並びに②申請者名については、条例第7条第2号イに該当するため、非公開は妥当である。

(4) 各記載内容の条例第7条第4号該当性について

実施機関は、弁明書において、温泉部会の審議においては、掘削申請どおりの答申ばかりでなく、条件付許可相当、継続審議、審議保留など、申請者にとって好ましくない審議結果も多く、仮に、会議録における発言した委員、その発言内容及び審議内容の詳細を公開すれば、諮問議案ごとに、どの委員のこういった発言により申請内容が認められなかったのかが分かるため、今後の申請において、申請者による虚偽申告のおそれがあることに加え、申請者、利害関係者等から各委員に対する圧力、干渉等により、率直な意見の交換が行われず、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第7条第4号に該当すると主張している。

そこで、以下、条例第7条第4号該当性について、各記載内容ごとに検討する。

①審議結果及び②申請者名については、審議の結果及び申請者名についての記載であり、これを公開したことにより、率直な意見の交換が行われず、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないため、条例第7条第4号に該当しない。

③発言者については、大分県の議事録が逐語的に記録してあることから委員名を公表することで、委員ごとの発言回数や発言量が判明し、その審議において中心となって意見を述べている委員が特定されてしまうおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。一方、事務局の発言者については委員ではないため非公開情報には該当しない。

④発言内容については、公開した場合、大分県の議事録が逐語的に記録してあるため、その発言内容から委員の特定が可能となるおそれがあり、審議結果を出すまでの過程においてどの委員がこういった発言をしたかが判明するおそれがあるため、条例第7条第4号に該当し非公開は妥当である。加えて、事務局の発言内容についても、審議中の発言であり、公開されることで率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当し非公開は妥当である。ただし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない議事進行に係る箇所や決議に関する箇所は非公開情報には当たらない。

なお、実施機関は、こういった発言により申請内容が認められなかったのかが分かることで、申請者による虚偽申告のおそれがあると主張するが、虚偽申告自体は、どのような状況でも起こりうるものであり、発言内容を公開することとの関連性は低いと認め、そのことをもって条例第7条第4号に該当するとは認められない。

以上のことから、③発言者及び④発言内容の議事進行に係る箇所や決議に関する箇所以外は条例第7条第4号に該当するため、非公開は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月27日	諮 問
令和5年5月31日	事案審議（令和5年度第2回審査会）
令和5年6月28日	事案審議（令和5年度第3回審査会）
令和5年7月26日	事案審議（令和5年度第4回審査会）
令和5年8月30日	事案審議（令和5年度第5回審査会）
令和5年9月27日	答申決定（令和5年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.6.30 退任
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	R5.7.1 就任
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
徳 丸 由美子	大分県地域婦人団体連合会副会長	

別表

公文書の名称	公開すべき部分
第 426 回大分県環境審議会 温泉部会会議録	<ul style="list-style-type: none"> ・審議結果（掘削場所が判明又は類推される箇所は除く。） ・発言内容（議事の進行に関する箇所）